

昭和三十一年二月十二日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長

久野 忠治君

理事

上村千一郎君

理事

坂田 道太君

理事

南 好雄君

理事

山中 吾郎君

理事

白井 莊一君

理事

熊谷 義雄君

理事

床次 徳二君

理事

橋本龍太郎君

理事

松田竹千代君

理事

落合 寛茂君

理事

實川 清之君

理事

前田榮之助君

理事

文部 大臣

灘尾 弘吉君

出席政府委員

總理府 技官

(首都圏整備委

員会事務局長)

文部 事務次官

八木 徹雄君

文部 事務官

(初等中等教育

局長)

文部 事務官

杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

議員 川崎 寛治君

議員 田中 彰君

専門 員

二月七日

委員松山千恵子君辞任につき、その

補欠として稲葉修君が議長の指名で

委員に選任された。

第一類第六号

文教委員会議録第二号

昭和三十一年二月十二日

同月十一日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠

として松山千恵子君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十二日

委員石田博英君及び加藤精三君辞任

につき、その補欠として木村武雄君

及び松浦東介君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員木村武雄君辞任につき、その補

欠として石田博英君が議長の指名で

委員に選任された。

二月十日

公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律の

一部を改正する法律案(川崎寛治君

外八名提出、衆法第八号)

同月十一日

国立教育会館法案(内閣提出第七九

号)

同月十日

学校養護士設置に関する諸願外二件

(白井莊一君紹介)(第二八九号)

同(原茂君紹介)(第三〇〇号)

同(白井莊一君紹介)(第三二六号)

同外二件(唐澤俊樹君紹介)(第三三

七号)

同外二件(千葉三郎君紹介)(第三三

八号)

同(辻原弘市君紹介)(第四五一号)

同(田中龍夫君紹介)(第四七二号)

日本学校安全会の国庫補助増額に関

する諸願(井原岸高君紹介)(第二九

四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五二号)

小、中学校児童、生徒に対する通学

費国庫補助に関する諸願(原茂君紹

介)(第三一八号)

同(松平忠久君紹介)(第三一九号)

同(下平正一君紹介)(第三六九号)

義務教育費の財源確保に関する諸願

(原茂君紹介)(第三二〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三二二号)

同(下平正一君紹介)(第三七〇号)

高等学校全員入学及び義務教育無償

等に関する諸願(安宅常彦君紹介)

(第三三五号)

国立北見工業短期大学の四年制工業

大学昇格に関する諸願(壽原正一君

紹介)(第三四九号)

スポーツ振興に関する諸願外四件

(藤田高敏君紹介)(第三五一号)

学道の奨養改善に関する諸願外一件

(倉石忠雄君紹介)(第三五九号)

は本委員会に付託された。

本日(藤田高敏君紹介)(第三五二号)

国立教育会館法案(内閣提出第七九

号)

公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律の

一部を改正する法律案(川崎寛治君

外八名提出、衆法第八号)

文教行政の基本施策に関する件

〇久野委員長 これより会議を開きま

す。

国立教育会館法案を議題とし、政府

から提案理由の説明を聴取いたしま

す。灘尾文部大臣。

国立教育会館法案

国立教育会館法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―

第十七条)

第三章 評議員会(第十八条・第

十九条)

第四章 業務(第二十条・第二十

一条)

第五章 財務及び会計(第二十二

条―第三十一条)

第六章 監督(第三十二条・第三

十三条)

第七章 雑則(第三十四条・第三

十五条)

第八章 罰則(第三十六条・第三

十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国立教育会館は、その設置

する教育職員その他の教育関係者

のための研修施設を運営し、教育

関係者の資質の向上を図り、もつ

て教育の振興に寄与することを目

的とする。

(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会

館」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 教育会館は、事務所を東京

都に置く。

(資本金)

第四条 教育会館の資本金は、教育

会館の設立の際現に国の有する別

表に掲げる不動産及び政令で定め

るその他の財産の価格の合計額に

相当する金額とし、政府がその全

額を出資する。

2 政府は、必要があると認めると

きは、教育会館に追加して出資す

ることができる。

3 教育会館は、前項の規定による

政府の出資があつたときは、その

出資額により資本金を増加するも

のとする。

4 政府は、第二項の規定により教

育会館に出資するときは、金銭以

外の財産を出資の目的とすること

ができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以

外の財産の価格は、出資の日現在

における時価を基準として評価委

員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する

評価に関し必要な事項は、政令で

定める。

(定款)

第五条 教育会館は、定款をもつて

次の事項を規定しなければならない

い。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する

事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、教育会館について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 教育会館に、役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 館長は、教育会館を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して教育会館の業務を掌理し、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、教育会館の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、館長

又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(役員の解任)

第十三条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の兼任禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 教育会館と館長との利益が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。

(職員の任命)

第十六条 教育会館の職員は、館長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 教育会館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 教育会館に評議員会を置く。

(評議員会)

第十九条 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

(評議員会)

2 次に掲げる事項については、館長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

(評議員会)

一 定款の変更

(評議員会)

二 業務方法書の変更

(評議員会)

三 毎事業年度の事業計画及び予算

(評議員会)

四 その他教育会館の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

(評議員会)

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、館長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、館長に意見を述べることが出来る。

(評議員会)

第十九条 評議員は、教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験

を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務)

一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。

(業務)

二 前号に掲げる者のための研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

(業務)

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

(業務)

四 前三号の業務に附帯する業務

(業務)

2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務)

第二十一条 教育会館は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務)

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(業務)

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 教育会館の事業年度

は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 教育会館は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四条 教育会館は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 教育会館は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

2 館長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(財務諸表)

第二十六条 教育会館は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(財務諸表)

2 教育会館は、毎事業年度、損益

計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(短期借入金)
第二十七條 教育会館は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金を受けることができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)
第二十八條 教育会館は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)
第二十九條 教育会館は、文部省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。
(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十條 教育会館は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(文部省令への委任)
第三十一條 この法律に規定するもののほか、教育会館の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督
(監督)
第三十二條 教育会館は、文部大臣が監督する。
2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(報告及び検査)
第三十三條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に教育会館の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第七章 雑則
(解散)
第三十四條 教育会館の解散については、別に法律で定める。
第三十五條 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第二十一條第一項、第二十三條、第二十七條第一項又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。
三 第二十一條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により文部省令を定めようとするとき。
四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。
第八章 罰則
(罰則)
第三十六條 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第三十七條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第六條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。
(教育会館の設立)
第二條 文部大臣は、教育会館の館長、理事又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された館長、理事又は監事となるべき者は、教育会館の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ館長、理事又は監事に任命されたものとする。
第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、教育会館の設立に關する事務を処理させる。
2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。
3 設立委員は、前項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。
4 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された館長となるべき者に引き継がなければならない。
第四條 附則第二條第一項の規定により指名された館長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 教育会館は、設立の登記をすることによつて成立する。
(経過規定)
第六條 教育会館の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。
第七條 教育会館の最初の事業年度の事業計画及び予算については、第二十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「教育会館の成立後遅滞なく」とする。
(登録税法の一部改正)
第八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「国立競技場」の下に、「国立教育会館」を、「国立競技場」の下に、「国立教育会館法」を加え、同条第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八ノ二 国立教育会館が国立教育会館法第二十條第一項第一号ノ研修施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ二ノ二中「国立競技場」の下に「又ハ国立教育会館」を加える。
(所得税法の一部改正)
第十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第十号中「国立競

技場」の下に「国立教育会館を
加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年
法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第三号中「国立競技場」の
下に「国立教育会館」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年
法律第二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第七十二条の四第二項第三号中
「国立競技場」の下に「国立教育
会館」を加える。

第七十三条の四第二項第十一号
中「国立競技場」の下に「及び国立
教育会館」を加える。

第三百四十八条第二項第十八号
中「国立競技場」の下に「及び国立
教育会館」を加える。

別表

一 土地

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四
番地 所在

雑種地 六千四百七十三・
七四平方メートル

二 建物

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四
番地 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋
根地下一階付き六階建 一む
ね

総床面積 一万八百三十
七・八九平方メートル

理由

教育の振興に寄与するため、国の
出資により国立教育会館を設立し、

教育職員その他の教育関係者のため
の研修施設の設置及び運営を行なわ
せ、その他教育関係者の資質の向上
のため必要な業務を行なわせる必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

○瀧尾国務大臣 このたび政府から提
出した国立教育会館法案につ
きまして、提案の趣旨及び内容の概要
を御説明申し上げます。

教育を振興し、次代をなす青少年
を健全に育成していくためには、常に
教育職員その他の教育関係者の資質の
向上をはかることが重要でありま
す。これらの教育関係者の効果的な
研修に資するため、これにふさわしい
研修施設を設けることとして、一昨年
来東京都千代田区霞ヶ関にその施設の
建設を進めてまいりました。近くその
工事は完成いたします。

右の研修施設を適切に運営し、教育
職員その他の教育関係者の資質の向上
をはかるため、特殊法人国立教育会館
を設立し、これに国が建設した施設の
財産を現物出資いたしますとともに、
運営費についても一部国庫補助を行な
い、その適切な運営に当たらせたいと
思うのであります。

この法律案は、特殊法人として国立
教育会館を設立してその目的を定める
とともに、この特殊法人の資本金、組
織、業務、財務、会計、監督等に関し
所要の規定を設けたものであります。
すなわち、第一に、国立教育会館は
法人といたしますとともに、その設立
当初の資本金は、前述の政府が現物出
資した財産の価格の合計額に相当する
金額といたしております。

なお、政府は、必要があると認めると
きは、この法人に追加して出資するこ
とができることといたしております。
第二に、この法人の業務についてで
ありますが、この法人が行なう業務の
第一は、教育関係者すなわち教育職
員、教育機関の職員、教育行政機関の
職員及び社会教育の関係者のための研
修施設を設置し、運営することであり
ます。業務の第二は、この法人が教育
関係者のための研究集会及び講習会を
主催するなど教育関係者の資質の向上
のため必要な業務を行なうことであり
ます。業務の第三は、教育に関する内
外の図書その他の資料を収集、整理、
保存し、及び利用に供することであり
ます。

なお、この法人は、これらの業務を
行なうほか、第一条に規定するこの法
人の目的の達成に支障のない限り、そ
の設置する研修施設を一般の利用に供
することができるといたしております。

第三に、この法人の役員としては、
館長一人、理事三人以内及び監事二人
を置くこととし、これらの役員は文部
大臣が任命し、その任期はいずれも二
年といたしております。

次に、この法人には、その運営の適
正を期するため、館長の諮問機関とし
て評議員会を置くこととし、所定の重
要事項について、館長は、あらかじめ
評議員会の意見を聞かなければなら
ないことといたしております。な
お、評議員は、二十人以内とし、この
法人の業務の適正な運営に必要な学識
経験を有する者のうちから文部大臣が
任命するものであります。

第四に、この法人は、文部大臣の監
督を受けるのであります。その業務
の公共性にかんがみ、定款、業務方法
書、事業計画、予算、財務諸表等につ
いては、文部大臣の認可または承認を
受けることを要するものといたしました
のであります。

なお、この法人は、所定の準備を経
て昭和三十九年四月一日に設立され
ることと予定いたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び
内容の概要であります。何とぞ十分御
審議の上、すみやかに御賛成くださ
るようお願いいたします。

○久野委員長 次に、川崎寛治君外八
名提出の公立高等学校の設置、適正配
置及び教職員定数の標準等に関する法
律の一部を改正する法律案を議題と
し、提出者から提案理由の説明を聴取
いたします。川崎寛治君。

公立高等学校の設置、適正配置及
び教職員定数の標準等に関する法
律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置
及び教職員定数の標準等に関する法
律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及
び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和三十六年法律第八十八号)の
一部を次のように改正する。
第九条第一号中「八に達しない場
合にあつては、八とする」を「十二に
達しない場合にあつては、十二とす
る」に改める。
第十条を次のように改める。
(養護教諭等の数)
第十条 養護教諭及び養護助教諭

(以下「養護教諭等」という。)の教
は、次の各号に定めるところによ
り算定した数を合計した数とす
る。

一 生徒の数が六百一人から二千
四百人までの学校の数に二を乗
じて得た数と生徒の数が二千四
百人をこえる学校の数に二を乗
じて得た数を合計した数

二 夜間において授業を行なう定
時制の課程の数に二を乗じて得
た数

第十一条第一号中「又は定時制の
課程の数に二を」を「定時制の課程又
は通信制の課程の数に二に、又は
定時制の課程の数に二を、定時制
の課程又は通信制の課程の数に三」
に改める。

第十二条第一号を次のように改め
る。

一 全日制の課程又は定時制の課
程を置く学校について、当該学
校におけるそれぞれの課程の数
に二を乗じて得た数と当該学校
におけるそれぞれの課程の生徒
の数が百二十人をこえる場合に
おけるそのこえる数を二百四十
人で除して得た数(一未満の端
数を生じたときは、一に切り上
げる)との合計数を合算した数
附則第四項から附則第六項までを
削り、附則第七項中「昭和四十四年」
を「昭和四十一年」に改め、同項を附
則第四項とする。

附則
この法律は、昭和三十九年四月一
日から施行する。

理由

公立の高等学校の教育水準の維持向上を図るため、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川崎(寛)委員 たいま議題となりました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして日本社会党を代表して、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

科学技術の日進、月歩する今日、後期中等教育の拡充発展は、世界各国共通の課題であり、年限の延長拡大とともに、完全なる後期中等教育を目ざして質的充実発展につとめていることは御承知のとおりであります。

しかるに日本の現状を見ますと、教育条件の整備は決して十分とは言えず、すし詰め学級の全面的増大と、教職員定数の不足は、生徒指導を困難ならしめ、施設、設備の貧困と相まって、高校教育の質的内容を低下させています。

すなわち、文部大臣は三十八年度中学卒業生二百五十万に對し、六一・八%の進学率で足りるとし、百五十六万人の収容設備を用意しました。しかも、この百五十六万人は、高校定数法附則第五項によりさらに一割のすし詰めを見込んだものであります。本則どおり五十名学級として考えれば、百四十万の設備にすぎません。しかし三十八年四月現実に入学した生徒総数は、百六十九万人であり、実に二十九万人

が、五十名定員をオーバーして、詰め込まれたこととなります。

この結果あらわれた高校教育の現状はまことに憂慮すべきものがあります。私学においては、一クラス七十名、八十名はあたかも普通であるかのような実情であり、たとえば国士館高校等においては、実に一クラス百名をもつて編制しています。公立においても普通高校で六十名工業高校で五十五名等があらわれています。

しかもパイプ製の急増教室、理科、家庭科教室の転用等が行なわれ、実験も実習もできない授業が、すし詰めひしめく教室の中で行なわれていきます。

さらに、高校定数法附則第六項により、教員数算定の基礎となる生徒数を九%削減をし、その上に立って、教職員数を算定することを許しています。

このため、公立高校のみにて概算しても、約五千三百名の教員が不当に削減され、教師の労働量ははなはだしく増加しています。劣悪な施設にすし詰めされた生徒に對し、手不足の教員が労働過重により苦しんでいます。

このような憂慮すべき状況をつくり出している根源は現行の定数法にあります。すなわち、学級編制を五十人及び四十人と規定しておきながら、この急増期間中には一割の水増しを強制していることは、教職員をなお一その労働過重に追い込み、高校教育の実情を全く無視しているものと言わなければなりません。

昭和三十六年に制定された公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、高等学校設置基準(昭和二十三年一月二十七日、

文部省令第一号)よりなるかに下回るものであり、所要の改正を加え、もって高校教育の充実発展を期することはきわめて適切な処置と考える次第であります。

以下改正案の内容について説明申し上げます。

第一は、現行法の附則第五項及び附則第六項を削除することにより一割の水増しを廃し、一学級の生徒数を五十名及び四十名とし、教育効果を高めようとするものであります。

第二は、教職員の定数を高等学校設置基準に準拠し、教諭、養護教諭、実習助手及び事務職員を合わせて約一万七千名の増員をはかり、教職員の労働条件を改善するとともに、教育効果を高めようとするものであります。

なお、この改正にあたって増加する人員については、教育養成機関における養成可能人員及び採用可能人員を考慮したことは申すまでもありません。

最後に、学校司書教諭、学校司書については学校図書館法の改正をもって定数化することとし、また学校用務員については、将来においてこれを定数化するため所要の改正を行なおうとするものであります。

さらに、高校生徒の急増が終了する段階においては、この法律の抜本的改正を行なわねばならぬことを申し添えておきます。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○久野委員長 次に文教行政の基本施策に関する件について調査を進めま

す。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。落合寛茂君。

○落合委員 道徳教育に関連しまして、文教政策について文部大臣にお伺いしたい次第であります。

先般文部大臣の文教行政の所信表明の中に、人間の精神面の高揚を説かれ、また国民の精神面のおくれを指摘されまして、国づくりの根幹は人づくりにありと言われております。また総理大臣も施政方針の中で、善悪を判断できない社会は、いわば、人間の存在しない荒地地であるとも言っておられます。少なくとも私が近ごろの議会の速記録を調べましたところが、国民の精神生活方面に新熟語まで発明されてかくも関心を払いつつある政府はちょっと珍しいことと言わなければならぬような状態です。それだけに現下の世上というものがいかに憂うべき事態にあるかということも考えられるのであります。

そこで私、文部大臣にお伺いしたいのは、あなたのおっしゃる国づくりの土台になる人づくり、私はこれを人格形成と解釈いたしますが、さきにこの文教委員会でも予算書の説明を伺って、それに対する具体策としての多少の考慮も払われておるようでありすが、そこに一つ大きな忘れものがあるように私は思われるのであります。

それはすなわち、宗教行政については

一片の考慮も払われていないということなのであります。どうも政治上の問題になりますと、宗教という文字は一つのタブーのようなふうに取り扱われておる傾向があるのでありますが、この問題は、やはり文教においては相当地に突っ込んで考えなければならぬ問題ではないか、こう思うのであります。

この際私は、一國の重大な精神活動のささえとして存在いたしており、そうしてそれにまた貢献をいたしておられます宗教そのものに対する――すなわち、文部大臣は一國の宗教政策についていかなるお考えをお持ちおいでになるか、ひとつお聞きをいたしておきたいのであります。

○灘屋國務大臣 宗教がわれわれの人生にとりまして、またわれわれの共同生活にとりまして非常に重要な意義を持つものであるということは、何人も疑う者はないと思うのであります。ただこの宗教につきましては、何と申しましたも人間の心の自由ということが一番大きな要素でございます。したがって政府といたしまして、人々の宗教心なりあるいは宗教活動、そういう問題についてあまり干渉とかあるいは監督とか何か手を加えるということとは、これは差し控えるべきだと考える次第であります。われわれといたしましては、ほんとうの宗教が日本の国におきまして大いに興ることも必要でございますし、またその宗教活動をなう方々におかれまして、この重要な使命にかんがみまして、国民のみんなが信頼し納得のできる宗教活動をやっていただきたいのもの、かように念願をいたしておる次第でございます。特に

らないんだかわからぬ。それから、県
のほうも何か本気になってやるのかや
らないのかわからぬというふらなこと
で非常に不安なんです。そこへもつ
ていって、いろいろないまのデマが流
れて、そして実力大臣というのです
か、河野さんに県知事がたいへんとな
られてしまわれてしまった。それで県
知事がいま入院しております。そのた
めに入院したのではないでしょうが、
非常に過労で、奔走これつとめまして
気の毒なくらいに一生懸命でやってお
るのです。それでとうとう入院をして
おるのです。そんなような事態だもの
ですから、一般の住民が、はたして国
が本腰を入れてやるのかやらないの
か、それからあの地域の中の相当な識
者は、国で立てた構想を県で手直しを
したようなことで、はたして最初の理
想どおりの学園都市ができるかできな
いか、ただいまあなたがおっしゃった
ような松林だけをつないで、こそくな
ことをした程度では、農業構造改革の
ほうも完全な成果を得ることはできな
いのではないかと、こういうふうないろ
いろな思惑が流れておるわけです。そ
こへもつてまいりまして、土地問題で
すからブローカーが飛び込んできて、
単価は皆さん国のほうで示しておられ
ますけれども、その何十倍もの売買
をやっておる。だから非常に混乱があ
る。ですから私はこの際国としてやる
のだぞ、もうどんなことがあってもや
るのだという意思表示はできないもの
ですかどうですか、それを伺いたいと
思います。

○谷藤政府委員 ただいまの第一問の
質問でございますが、私のほうの委員
長はどうしてもやるという気持ちでお

ります。ただ事務局といたしましてい
ろいろその点に問題がありますのは、
普通の道路やその他の公共施設を実施
いたしますときには、逐次買収すること
によって工事を進めていくということが
可能でございます。ところがこの研究
学園都市というふうな新しい市街地を
つくり出すときには、途中まで買っ
て、あとは抵抗が多くなつたからやめ
ましたということはできません。その
ために、全体としまして、現在、先ほ
ど申しましたように六百八十万坪、少
なくともこれだけの面積が入るという
確信が得られなければ、土地買収とい
う実施に入っていくわけにはいきませ
ん。県のほうに對しましては、最初
の千四百七十万坪、これは周辺に全部
緑地帯を持ちまして、高速道路が入っ
てくる。中心の都市内の道路について
も車道、歩道の分離が行なわれるとい
うことで、マスター・プランは全体と
しましては非常に緑の多い都市になつ
ておたわけです。ところが、実際は
研究施設と学校施設、そういうものを
全部配置いたしまして、いままでの理
想的な緑の点から、周辺に農耕地がど
うしても残るといふ農耕地を緑として
扱います。そういう計画に変更いたしま
すと、現在考えておりますところの面積
で、最初の施設は全部入ることになる
のです。問題は周辺に残しました農地
が今後いかなる形で侵略されるかとい
うことが問題になるのでございます
が、この点につきましては農林省との
話し合い、あるいはその他の都市計画
的な方面から逐次押えることによつ
て、従来の緑はそのまま残しておきた
いというふうな計画の変更をいたしま
すと、先ほど申しましたような森林地

帯を主体といたしまして、それをつな
ぎ合わせることによつて大体町づくり
は完全に行けるといふふうな自信を
持つております。ただ先ほども申しま
したように谷田部地区においては、ど
うしても中心市街地にならざるを得な
い。そこへ商店街をつくり、その他の
公共施設をつくり、義務教育的な学校
施設を全部つくり、病院その他もつく
るといふことを中心といたしまして住
宅街を構成しなければならぬ。ここ
だけは一応まとめた面積を獲得できま
せん、全体の中心が失われることに
なりますので、その点が一番のポイント
になつておるわけでありまして、いま
のところをその中心にいたしまして、
県のほうへおろしてきておりますが、
県と私の方との間に意見の相違がある
のではなくて、県の実地の地元の空気
を反映しまして、逐次私たちが妥協で
きる範囲において修正しながら折衝
しておるわけでありまして、県のほうで
は、知事以下非常に熱心に行つていた
だきまして、特に去年の暮れには特別
委員会が県議会につくられてまして、積
極的にやつていただいておりますことは事
実でございます。私のほうといたしま
しても、できるだけ県あるいは地元の
意向を尊重いたしまして、できる範囲
の修正を加えながら実際の設計に入り
たい、こういうふうな考えでおるわ
けであります。

○落合委員 たいへんありがたいわけ
ですが、それならこういうことをこの
席で断言していただけますか。ほかに
も赤城山ろくとか富士山ろくとか、い
ろいろなそういう首都圏整備委員会の
候補地がたくさんあるようでありま
すが、絶対にいろいろな何があつても
そちらのほうへはいかずにあくまでも
筑波山ろくで学園都市を何するといふ
ことは断言していただけますか。
○谷藤政府委員 その絶対にやるかど
うかという問題につきましては条件が
伴います。それは先ほど申し上げまし
たように、所要の面積が絶対に手に入
るといふことが一つ、これがつまり先
ほど申し上げましたように、途中で中
途はんばな町づくりはできませんの
で、所要の面積が絶対に地元から提供
していただけるという条件が一つ入り
ます。
もう一つは地価の問題であります。
従来最初にお話のありました地元から
の話では、大体現在のところ坪七百円
くらい、そういうことで、それなら絶対
に手に入りますという話で、私もその
昨年の十月に参りましたが、その前の
お話のとおりになつておるわけござい
ます。県からとつておるわけございま
す。そういうものを標準にいたしまして町
のあの計画が、全部最初のマスター・プ
ランというものができておたわけ
でございます。そのあと逐次先生もいま
おっしゃいましたようなブローカーが
入りまして、場所によりましては四千
円という値段が出ておるかに伺つてお
ります。そうなりますと、従来の反十万
から十五万足らずの土地が百二十万か
ら百五十万というふうなことになるま
すと、実際の千坪返りの膨大な土地
を獲得しまして新しい市街地をつくる
という事業そのものが挫折をいたしま
す。その点がございまして、ただ
いま大蔵省から三十九年度予算として
示されておりますのは百四十七億の債
務負担でございます。百四十七億
ということは、もう常識で考えまして

も大体坪千円ということになるわけ
でございます。この線がくずれますと
おそろく事務的には非常に苦しい立場
になつてまいります。これは立木補償
も含めましての価格でございます。の
で、さら地になりますとどうしても
六、七百万円ということにならざるを得
ないわけですね。そういう問題ござい
ます。その二つの事項が今後またどう
いう形であらわれてまいりますか。
なお、どんな形でもやるといふこと
になりますと、最初に言いました閣議
了解の点に基づきまして――面積が減
るといふ事実を閣議了解にしていた
けませんか、事務局は動けない、こう
いう形になつておるわけございま
す。私たちといたしましてはできるだ
けやりたいという方針で前向きに進ん
でおりますし、県自身もそういう態度
で進んでおりますので、地元の落合先
生のほうからもひとつそういう点はで
きるだけ御援助いただきたいと思ひま
す。
○落合委員 だんだん話してきたら私
はだんだん何か不安心になつてきたの
ですが、大蔵省の方きょうお見えに
なつていないですか。
○久野委員長 見えておりません。
○落合委員 とにかく非常に不安を
持つてゐる。それでさきも申し上げ
ましたが、ここにきょうおいでになる
とたいへんよかったのですが、おいで
にならない、実力大臣ですね、あの
一言でいろいろな問題があれになる
というので地元の人々が不安を持つて
いるのです。だからして、ぜひひとつ
首都圏のほうでやつていただくことを
お願いいたしますとともに、学園都市

ができた場合に文部省がなにするのですが、これは東京の首都の官立全部を総合的にあつちへ移転するお考えなのですか。あるいは希望のものを移転なさるお考えなんですか、どうなんでしょう。

○杉江政府委員 文部省といたしましては、首都圏整備委員会のほうから当初の計画をお示しいただいた際に、こういうことでいきたいから国公立につぎまして希望校があつたらひとつ申し出てもらいたい、なるべく早くそれをもとめてもらいたい、こういうお話があつたわけでございます。そこで、都内の大学に意向を尋ねましたところ、国立については一、二の大学、及び私立については相当の大学が、そういうことが実現するならば希望する、ないしは十分検討したい、こういう回答をいただいたのであります。ことに国立大学の中においては、東京の教育大学が前から土地が狭いから適当な場所に移転したいという計画がありましたので、そういうことならば真剣に筑波山ろく移転のことを考えたいということとで内部で組織もつくられて検討されたのであります。そうこうしておるときに、実は地元でいろいろの問題が起つておる、たゞいまお話のような状況が出てまいりまして、実はそういうふうに向き合ひに検討しておりましたところ、それが一時挫折したという形が率直のところ出ております。私もも首都圏整備委員会のほうとはよく御連絡申し上げておるのでありますけれども、まだ不確定な要素が非常に多いので、これ以上話を進められない段階にいまあると考へて、しばらくそういうほうの話し合いも進めず、事態を静観

しておるといのが現在の状況でございます。
○落合委員 伺へば何うはだんだんに学園都市は影が薄くなるような気がいたすのですが、さいせん御答弁を得ました、あくまでも国としては遂行したいのだし、するように努力するといふお考えのようでございますが、最後に文部大臣のはっきりしたお考えを、この際、たいへん広漠としたところだし、住民も多いのだから、そういう方たちを安心させる意味においても文部大臣の責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。
○難尾國務大臣 責任ある答弁ということでありまして、私はこの構想には賛成でございます。ことに東京の状況から考へましても、このような構想が実現することが非常に望ましいと考へております。したがひまして、これができ上がりましますように極力その方向に向かつて私は努力したいと思つております。

○落合委員 私の質問は終わります。

○久野委員長 次に、川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 これは質問ではございませんが、最初に、私、初めての委員会に臨むにあつて、今後の委員会の運営にも関係のある問題として、資料の問題でお尋ねをし、でき得べくんば委員長の方でよろしくお取り計らい願ひたいのであります。

それは、予算案というものは政治方針を具体的に金額であらわしたものである、こういうことは申すまでもありませんが、それゆゑに三十九年度の文教政策というものを具体的にどう進めていくかということは文教予算にあらわれるわけでありまして、そこで、私は二

週間ほど前に政府委員室に文教予算の詳しい資料をくれ、こういう要求をいたしました。そういたしましたら、たいへん丁寧に会館まで参りまして、しばらく待つてくれ、少し数字をいじるところがあるから、しばらくしたら差し上げます、こういうことであります。私は常識的に二、三日待てばいいのだらうと思つておりましたところ、が、ついに何の音さたもなく、先般の委員会に出されたのがこの予算要求額事項別表というたいへん簡単なもので節約いたしておられます資料であります。そこで、各省ともこういう予算の資料を出されておるのだらうかという点についてたいへん疑問を持ったのであります。と申しますのは、私国会に出てまいります前年から先輩等を通じて、特に農林省の予算はいたしておりました。それから昨年の暮れ、社会党といたしまして農林省の予算の説明を聞いたのであります。そのときには、ここに手元に持つてまいつておりましたが、こういううりつぱな厚い資料が出ております。十一月の資料でありますけれども、さらにはこれが政府案の決定をいたしました段階におきましては、こういう分厚い予算として説明が出てまいつておるわけでありまして、(発言する者あり)そこでいま大蔵委員会でも云々というふうなお話もありました。が、文教政策が具体的に金額であらわされておるのが予算書だ。そういう意味では三十九年度に行なわれる文教政策というものを具体的に予算書を見て分析ができるわけでありまして、そういういたしますと、これに基づいてさらには農林省としてはこういう農林予算の説明というものが国会審議のために

ということを出されてまいつております。そういういたしますと、これを読めば予算の内容がわかると同時に、法律案の關係につきましても一読わかるのであります。そこで私が文教予算の内容を勉強しようと思ひましたも、実はこれだけではわからないのであります。私が要求しますときにいついかなるときでも会計課長が来て説明してくれるのであればこれでけっこうでありますけれども、しかしそういうことは不可能である。ところが、たいへんこれは委員会というものを軽視しておると思ふのでありますけれども、文部広報という文部省が出しておりますこの機関誌を見てみますと、この予算要求額事項別表よりもはるかに詳しい内容の説明がある予算關係の資料が出ておるのであります。このことは委員会の審議というものがほんとうに誠意を持って文教政策というものを審議していく、そういう形になつていない、残念ながらこういうふうに思ひますので、ひとつこれから一年間の日本の教育政策、文教政策というものを審議してまいります。すなわち根本的な資料だと思ひます。しかもこういうふうな文部広報ですでに出されておることでございますから、せめてこの農林省予算の説明程度のもので早急に出していただきますように、委員長のほうでお取り計らいいただきますことをまづお願いいたしますと思ひます。

○久野委員長 川崎君の御要望の資料提出については、内容についてそれぞれ問題等もあるかと思ひますので、十分検討して努力したいと思ひます。
○川崎(寛)委員 それじゃまず文部大臣にお尋ねしたいのであります。が、高等学校教育の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というものが三十六年に制定されておるわけでありましてけれども、この中で第一条にこの法律の目的がございまして、その目的の「高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。」というふうなうたわれておるのでありますけれども、この高等学校の教育水準とは何であるか、お聞きいたします。
○難尾國務大臣 非常にむづかしい問題であります。高等学校の教育水準につきましましては学校教育法ないしこれに基づく高等学校の学習指導要領等においてきめておるのであります。それによつて御承知を願ひたいと思ひます。
○川崎(寛)委員 法律というのは意味、内容がきつめて明確に規定をされておるものだと思います。たとえばこの中学校なり高等学校なりを出た青少年が働くその場合も、賃金の問題としましては最低賃金法なりあるいは労働基準法なり、こういうのが職場では適用されておるわけでありまして、そういうと、そういう最低賃金法なりあるいは労働基準法にいたしまして、一つの水準というものがあつて、賃金法がILO条約に抵触しておる、あるいは労働基準法がILO条約に抵触しておるためにILO条約が批准できないでおる。こういう点から見ますならば、やはりそこに水準というものの一つのものがあるわけでありまして、ただいまの文部大臣の御答弁では、ただ単なるレベルとしてきつめて大ざっぱなことを申されておるのであります。

れども、やはり水準というものは歴史的な経過というものが当然にあるのではないかと思ふのであります。つまり維持向上、維持を向上させるというものはどこかにその線を引かなくてはならない、こういうことになつてまいります。といひますならばもう少し厳密な意味の水準というものについて規定が、当然法律としてはあつてしかるべきである、こう思ひますので、どなたからでもけっこうでありますから御答弁願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいまの御質問でございまして、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律でございまして、これにつきましても高等学校教育の水準の維持向上ということを目的にうたつておるわけでございまして。この意図しておることは、学級編制あるいはまた教職員の定数というものはこれによつて確保して、きめられました学習指導要領に基づく教育内容というものが十分実現できるというふうな見地から、学級編制それから教職員の定数というものをきめて、それによつて教育水準の維持向上をはかつていこうというふうなねらいでございまして。そういう意味で、一口に申しますと学習指導要領にきめられました教育内容というものをできる限り実現する、そういう方向において高等学校教育の水準というものを考へておるわけであります。

○川崎(寛)委員 きわめて満足できませんが、この問題についてはこれから委員会を通じてより具体的に討議をし質問をいたしてまいりたいと思ひますので、先に進めてまいりたいと思ひますが、現在の高等学校の教育の実態と

いうものは、この高校定数法の第一条の目的を果たしていると思へるかどうか。

○福田政府委員 法律の内容そのものは、これはやはり日進月歩によつて改正ということも将来起きるわけでありますから、三十八年に制定されました公立高校のいわゆる標準法なるものは高等学校の水準を維持するために必要な程度の教職員の確保という見地から、まあこれは最低でございまいしょうが、そういう趣旨でございまいしょうが、ございまして。したがつて現行法のもとにおきましては、最低この程度の教職員を確保できればまずまず高等学校教育については支障ないという、そういう趣旨でもってこれが制定されたものと考えております。したがつてこの高等学校教職員の定数につきましてはいろいろ現場からの改正の要望等も出てくることを、もちろん私も知つております。しかし今日この高等学校の急増期にあたりましていろいろ問題はあるようでありまして、現行法をできる限りその趣旨に應じて運用していくということが、この際は適當であらうと考えております。

○川崎(寛)委員 それでは具体的に高校急増対策についてお尋ねしたいのでありますけれども、この「国と地方の文教予算」という文部省が出した資料によりまして、二一九ページのところに、高校急増対策の具体的な内容が出ておるわけであります。これによりまして三十五年、六年、七年は実績が出ておるわけでありまして、そこでお尋ねしたいことは、三十七年の一月の閣議決定、つまり三十七年に高校急増対策がございまして、そしてそれ

が三十八年の一月に改訂をされたわけでありまして、三十八年の一月の改訂によれば二百五十万の中学校卒業生に対して、見込みとして入学率を六一・八%、高等学校の入学率を百五十四万と踏んだわけでありまして、ところが実際には三十八年の四月に入つた子供の實態というものが問題になつてまいるわけでありまして、その三十八年の四月の実際の入学率なりあるいは入学者数というものを私はいろんな資料から見ますと、入学率が六七・四%、入学者数が百六十八万、公立高校の場合に百六十八万八千、こういうふうな数字を出してまいつておるのでありますけれども、これではよろしいのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○福田政府委員 いま御指摘になりました数字は私の数字と少し違つてうに思ひます。三十八年度の中学卒業生は二百五十万でありまして、その中で高校に入学した者は私の調査では百六十六万というふうになつております。いま御指摘にありましたのは百六十八万と私はうかがつたようでございしますが、そういう点は若干数字が違つてうに考へております。

○川崎(寛)委員 私たちのほうの統計では百六十八万八千というふうになつておりますけれども、その点についてはやはり文部省の指定統計に基づいて議論を進めるといたしまして、百六十六万といたしまして、三十八年の一月に閣議決定をして見越しました百五十四万から、さらには三十七年の一月の百五十万からいたしますと、十三万ないし十六万実際のあれが違つてまいるわけでありまして。そういうし

と、文部省が急増対策として進めてきた施設というものにそれだけ分よけい押し込んでおるということになるわけでございます。

そこで定数法の附則五項に、――つまり百五十四万という数字をもとに準備をされたのが三十八年の施設であるわけでありまして、そういうし――ますと附則の五項をはずした場合に、より定数法で本法でいふ場合、は、どれだけすし詰めが行なわれてるか、その実態をお知らせ願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 三十八年のいわゆる高校急増対策といたしましては、二百五十万の中学卒業生に対して政府あるいは都道府県で一応計画いたしましたものは、百五十五万という入学人員を見込んで立てたわけでございまして、それが御指摘のように入進学率六一・八%、こういうふうになるわけでありまして、もちろんこの急増期におきましては、この標準法におきまして一割定員を増加して収容してもよろしいという法律の規定になつておるわけでありまして、これは公立だけでなく私立も大体それに準じて運用しているようでございまして。しかしながら現実の問題としては、先ほど提案理由をお読みになりました中にございましてかように、一部の私立学校では定員をかなりオーバーして入れておるというところは、これは事実でございまして。そういうことでこの急増期におきまして中学卒業生を収容したいという熱意を持って三十八年度は行なわれました結果が、先ほど申し上げましたような百六十六万というのが入つております。数は百六十

六万でございまして、その中で公立は百一十一万、私立が五十五万という数になつております。大部分は、私立において定員を上回つた方が収容されたということを立証するわけでございまして、政府計画の事業量としては当初から百五十五万の収容人員を見込んで、この分については財源の保障を政府で十分やるというたてまえで、補助金あるいは交付税あるいは起債をもつて百五十五万人の収容見込み人員については急増対策として閣議決定で財源措置をきめたわけでございまして。そのきめた事業量そのものはあとで三十八年度の都道府県が実施しました事業量とほとんど開きはない。したがつてそういう点から考えますと、私もど

ては公立におきましては全体として見ました場合には百一十一万人入れておりますけれども、それは一〇%以上に入れているというところではなくして、むしろきめられておりますところの一〇%のワケ内で公立に収容しているというところにならうかと思ひます。そういう点で、私もどとしては実際の進学希望者が意外に多かった、しかしそれは三十八年度におきましては財源措置をした百五十五万人という収容予定数に見合う事業量でもって都道府県は収容したということでございます。それが現実の姿になつております。

○川崎(寛)委員 実情はそういうことでありまして、しかしすし詰めの実態といたしまして私がお尋ねした点については答えられていないわけでありまして、私も、私立を含めまして全体が百六十六万、私立の場合は一割以上の実際には五十名定員以上の、はるかにオーバーしたすし詰めをやつてい

るわけでありす。でありますからこれを公立並みの形で見て計算をしてみても、この附則五項によるすし詰めといふもので実質百三十八万人分の収容施設に百六十六万人を押し込んでゐる、こういう事態になると思つてあります。したがつてその点たいへんつじつまを合わせたような、簡単にしておられますけれども、すし詰めの実態としては非常にきびしいものがあるのではないかと申すのであります。

○福田政府委員 先ほど私数字を申し上げましたのでおわかりと思ひますが、公私立を含めまして全般的に見ました場合にその高い率にはなつていないわけでございます。私立の中にはいろいろ学校の事情もあると思ひますが、多少、定員を上回つて相当たくさん生徒を収容したものはございす。しかしそれは全部の私立学校ではないと思ひます。そういった点は今後できる限り適正な学級編制などが行なわれまふことを私も希望するわけでございますが、公立におきましてはそういうことはないと考えております。

○川崎(寛)委員 それでは次に進みまして、三十八年度の閣議決定の急増対策と実数とが大きく食い違つてまいつたわけでございますけれども、そういったしますと三十八年度に社会党で高校全入という立場で要求いたしてまいりました六八%の入学率で措置をしてくれ、こういつていたその要求といふものが、三十八年の実績においては実際の入学者の実態から見ますならば当たつていた、こういうことになると思つてあります。そこで、三十八年度に六一・八%と見ておりました入学者が、

が、実際に六七%をこす入学率になつた、こういうことになつておるわけでありす。三十九年度の入学率の見込み、あるいは入学見込み数といふものをどのように見ておるか、お尋ねしたいと思ひます。

○福田政府委員 昨年の一月に閣議できめました急増対策によりまして、三十八年は二百五十万の卒業生がございす。三十九年はそれよりも減つて二百四十万といふ見通しでございす。しかし卒業生の数が減りまして、昨年百五十万の予定数をして急増対策を立てたわけでございますが、収容対策としてはやはり同じ数の百五十万人がはいれる受け入れ態勢をつくるということが基本線でございます。したがつて、三十九年度におきましても、この閣議決定の趣旨に従つて百五十万の高等学校入学者を可能にするだけの施設設備の整備をやるというところで、関係各省と連絡をとりながら、そういう財源措置をしておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 それに対する財源措置を具体的に説明願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 三十九年度におきましては国庫補助二十九億、起債が六十七億、交付税で九十一億、合計いたしまして百八十七億といふものが一応予定されております。

○川崎(寛)委員 そこで、三十八年の四月から閣議決定の線で見込んでいた入学率なり入学者数よりもはるかにオーバーをした実際の入学者が出ておる中で、教職員の定員が附則の六項によつてはじき出されておるわけでありすけれども、この附則六項による定員減といふのは、つまり本法どおりにいけば実際には何ほ措置しなければならなかつたか。附則六項によつて、読みかへることによつて実際の定員が何ほ減つておるか、そういう点についてお尋ねしたいと思ひます。

○福田政府委員 これは私どもの推計でございますからそのおつもりで聞きを願ひたいと思つておりますが、附則五項、六項で完成年度におきまして大体一万三千人程度ではないかと考へております。

○川崎(寛)委員 この三十七年度の文部省が出しました教育白書、「日本の成長と教育」といふこの教育白書によりますと、たいへん数量的な教育のとりえ方といふものを試みておるのでありますけれども、そういう点から、私は最初の高校定数法の第一条の目的といふものについて、教育水準といふものの意味内容が何かといふことを実は明確にいたしたかったのであります。こういうふうに数量的に教育といふものをとらえていく立場からいくなれば当然にこの法律で規定をされた高等学校の教育水準といふものの意味内容も、もっと明確になつてくるはずなんです。その点は差しおくといたしまして、この教育白書によりまして、九十八ページであります。一、教員の量と質とは、学校における教育効果に影響を与えるものである。二、このうちで教員の量としては教員一人当たりの生徒数、こういうふうな点でとらえてまいつております。そこで私がお尋ねしたいのでありますけれども、この教育白書によりまして、明治八年には教員一人当たりの生徒数といふものが二・一人になつて

おります。これは旧制中等学校でありますけれども、一人当たりの生徒数の一番低いのは明治十三年であります。戦後をとつてみましても、昭和二十五年の新制高校になりましてからを見ますと、昭和二十五年が一人当たり一九・二人であります。三十年が一九・九人、三十五年が二一・一人、こういうふうな今度の新制高校が発足すると同時に、一人当たりの生徒数といふものはだんだんふえてまいつておる。三十七年の実績で見た場合に、一人当たりの生徒数は何ほであるかお尋ねしたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいま詳しい資料を手元に持っておりませんが、この標準法ができてから、高等学校のいわゆる教員一人当たりの生徒数を計算してみますと、大体教員一人について生徒二十人といふのが想定されてゐるわけでありす。この教員一人当たり二十人といふ数字でございす。これはアメリカなどではこれより少し下回つておりますが、ヨーロッパのほうで見ますと、西ドイツ、あるいはイギリスあたりは大体二十人前後でございす。そういう程度で、決してこの高校定数法の中身としては、諸外国にさして遜色のないものといふふうに考えております。

○川崎(寛)委員 この教育白書の百ページを見ましても、中等教育全体の計画性がなかつた。それから新制高校が発足して以後の問題についても、十分に措置されてない点が出ておるわけでありす。そこで新制高校になりましたあとを見ましても、むしろ教員一人当たりの生徒数といふものはふえてきておる。さらには急増期に入つております。これは旧制中等学校であり三十九年といふもの予想といふものが当然出てまいらると思ひますので、この点については後ほどでつけようでありますから、ひとつ計算して具体的な資料に基づいて回答を願ひたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 数量的にとらえてみましても、明らかに低下をいたしておる点、私が先ほど指摘をしたとおりであります。が、昨今相次いで高校生事件といふものが世間を驚かしておるわけでありす。一月の二十一日にお

ております三十八年の実績、あるいは三十九年といふもの予想といふものが当然出てまいらると思ひますので、この点については後ほどでつけようでありますから、ひとつ計算して具体的な資料に基づいて回答を願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 さうな見方ではなつてまいらうかと思ひます。新しい高等学校制度ができてから、当初は教育内容その他におきましていろいろの不備な点があつたと思ひます。しかし現場の学校あるいは教育委員会、あるいは文部省ももちろんであります。各々努力によりまして、だんだん内容も向上し、改善されつた今日までたつたわけでございます。したがつて、教育内容が非常に低くなつたといふようには私どもは考えてないわけでございます。

○川崎(寛)委員 数量的にとらえてみましても、明らかに低下をいたしておる点、私が先ほど指摘をしたとおりであります。が、昨今相次いで高校生事件といふものが世間を驚かしておるわけでありす。一月の二十一日にお

ます。その意味におきましては、現在の高等学校の生徒諸君はほんとうにお気の毒だという心持ちもいたしております。さりとてこの問題はまた機械的に片づけるわけにもなかなかまいらないう点があろうかと思ふのであります。現状におきましてはできるだけの努力をしまして、このむずかしいところを切り抜けていく。また、生徒諸君にも窮屈なことはひとつごしんぼう願つて、しっかり勉強してもらうということとを申し上げざるを得ないのであります。高等学校の教育全体から申しますれば、いまの諸君には非常にお気の毒

だといふことは申し上げるまでもございませぬけれども、漸次改善はもちろんせられていくものと私は考えております。いつまでもこの状態が続くものとは考えておりません。その中において、私は現在に処して、やはり生徒諸君も窮屈ながらもしっかり勉強してもらひ、また学校の先生方も、苦しいながらも一そう努力いただきまして、これを切り抜けてもらう以外にはない、かように考えている次第でございます。

○川崎寛委員　まあ文部大臣、大へん悩んでおられるわけでありますけれども、三十六年の十月二十日の本委員

会において、高校定数法が成立をいたしましたとき、いまここにお見えの八木文部次官が提案者になりまして、自民、社会、民社三党の提案で附帯決議がつけられておりますが、この附帯決議を見ますと、高等学校設置基準の甲号を目ざせ、こういうことを指向して努力をすること、こういうふうに明らかに附帯決議をつけておるのであります。そういうものからいたしますと、

いつまでもこういう状態が続くとは思われない、こう文部大臣は言われるのであります、それは当然であります。

○三木(喜)委員 ちよつと関連して。川崎君のほうから、冒頭「予算要求額事項別表」の件についてお話がありました、委員長のほうで適当な取り扱いの方法を言っておられたようでありましたが、こういう問題は、いますぐに間に合わないだろうと思うのです。そこでそういう措置をとるとおっしゃっ

たのですが、具体的にどういうようにとられるか、ひとつ知りたいというのと。それから、こういう実態が長い間に積み重なってきたということに私は問題があると思うのです。一方はこんなもの一つだけで説明していこうとするし、一方農林関係はこういうもので農林行政をしっかりと進めていきたいというかまえてある。ここに問題があるので、川崎委員のほうからどういう資料を要求されたのかわかりませんけれども、どういふ答弁をなさったかというところが私は問題だと思うのです。そういう点もうひとつ明らかにしていただきたい。こういうことが今後なされるのか、あるいは委員長としてどういう措置をとられるのか、それを聞かしていただかねと、いかげんなことでもまたこれは済まされるということも問題だと思ふのです。その点お聞きしておきたい。

○久野委員長 私が申し上げたのは、この「予算要求額事項別表」というものがあまりにも簡単に過ぎるので、もっと詳細をきわめた予算の内容についての資料を出してほしい、こういうふうには解釈したわけです。ところがそれは相当な準備も必要でしょうし、その資料を作成するための時間も私はかかるだろうと思ふのです。そこでできる限り御趣旨に沿うように努力をしてみたい、こういうふうに申し上げたわけなんです、いまのような制約があるとなれば、その制約をどう調整するかというのを政府当局とも十分私は打ち合せをして川崎君の御要望にこたえたい、私の申し上げたのはこういう意味でございます。

○三木(喜)委員 もう一つ、川崎君の質問の中で聞き捨てならなかったのは、政府委員にこれを要求したが、よくとして返事がなかった、そして出てきたのはこれだったということですね。そこに私は責任があると思うのです。どの政府委員からそういうことをやられたか、ひとつそれを聞かしてもらいたいと思う。

○久野委員長 私もまだそれは聞いておりませんので、いづれ調査しまして御相談申し上げたい、こう思っております。

○川崎(寛)委員 一月なり二月なりに予算が済みますと、今度は三月にはこういううりっぱな「国と地方の文教予算」という、事ここまかに書いた資料が出ておるのです。だから委員会にはそのようならばらばらつとしたやつ——これは去年よりいいとしたら、去年はもっとひどい資料が出ていたと思うのでありますけれども、委員会にはこういうやつが出ておって、ほかの省ではもっと詳しいやつが出ておる。しかも文部省の場合は、済んだらこういううりっぱなやつが出ておる。これは、委員会の審議に対する文部省側の姿勢としては、私はほんとうに残念だと思ふのです。でありますから、この点は抜本的にやっていたいただきたい。

○久野委員長 川崎君の御意見については、先ほど私が申し上げたように、いろいろ資料を作成するについての時間的な制約なりその他の問題点もあらうかと思ふので、十分その点を勘案いたしまして努力をいたしたいと存じます。日本はこの程度といたしま

次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。
午後零時八分散会